

# 審議会委員の選挙について

## (伏見西部第三地区 土地区画整理事業)

京都市建設局 南部区画整理事務所  
電話 075-643-0088

日頃は、伏見西部第三地区土地区画整理事業（以下「三地区」といいます。）の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、土地区画整理事業は、法律に基づき、土地区画整理審議会（以下「審議会」といいます。）を設置し、権利者の皆様の御意見を事業に反映させながら進めています。

令和8年度に三地区の審議会委員の任期（5年）が満了しますので、委員選挙の日程等についてお知らせします。

権利者において、選挙権及び被選挙権を行使されない場合に、事業上の不利益が生じることはありませんので、その点御留意ください。

### 1 日程について

7月30日（木）

#### ○選挙人名簿の作成基準日

この日を基準日として、三地区内の土地所有者及び借地権者の方の選挙人名簿を作成します。

8月17日（月）

～

8月30日（日）

（土、日含む。）

#### ○選挙人名簿の縦覧期間

下記の場所において、選挙人名簿が正しく作成されているかを確認いただける期間です。

場所：京都市建設局 南部区画整理事務所

（京都市伏見区深草五反田町112番地）

時間：午前9時から午後5時まで

9月9日（水）

#### ○選挙人名簿の確定

土地所有者及び借地権者の各権利者数や各委員定数が確定します。

9月9日（水）～

9月18日（金）

（土、日除く。）

#### ○立候補届の受付期間

被選挙権をお持ちの方は、期間内に所定の書類を提出いただくことで、土地所有者の部又は借地権者の部のいずれかに立候補できます。

**立候補者が定数以下の場合、次の投票は行いません。**

10月18日（日）

#### ○投票日（立候補者が多数の場合）

投票は、確定した選挙人名簿に記載の御本人に限ります。

## 2 選挙権、被選挙権について

三地区内の土地所有者又は借地権者であれば、土地の大きさや筆数にかかわらず、また、個人・法人を問わず、選挙権及び被選挙権があります。

### (1) 選挙権（投票できる権利）

審議会委員の立候補者が定数以下の場合に実施する選挙への投票権です。

### (2) 被選挙権（選挙に立候補できる権利）

土地所有者であり、かつ借地権者の方の選挙権は各1個（合わせて2個）ですが、被選挙権は、どちらか一方（1個）となります。

また、次の事項に該当する方は、被選挙権がありません。

ア 未成年者（18歳未満）

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

## 3 選挙権・被選挙権についての注意事項

立候補や投票に当たり、次に該当する場合は、所定の手続等が必要です。

### ・共有名義の場合（分譲マンションの区分所有を含む。）

土地又は借地権（未登記で借地権申告のあるものを含む。）を共有されている場合、選挙権及び被選挙権は共有者全員で1個です。

代表者（1人）を選んでいただくため「代表者選任通知書」（共有者全員の記名押印又は署名が必要）が必要です。立候補又は投票時までに御用意ください。

また、分譲マンション（区分所有）の方は、土地（敷地）の共有者との取扱いとなり、上記と同じく「代表者選任通知書」の提出等、代表者の選任手続が必要です。

### ・相続に伴う所有権移転登記が未了の場合

相続届出書が必要です。

相続人が複数の場合、共有名義の場合と同様に「代表者選任通知書」が必要です。

### ・借地権を登記されていない方

借地権の権利を登記されていない方は、「借地権申告書」が必要です。

土地所有者の方と連署のうえで提出してください。

上記の相続、借地権に関する書類を提出される場合は、令和8年7月29日（水）までにお願いします（提出されない場合、選挙権、被選挙権の行使ができません）。

※ 詳しくは、京都市南部区画整理事務所（075-643-0088）にお問い合わせください。

審議会とは・・・

・仮換地の指定 ・意見書の審査 ・土地、建物を評価する評価員の選任などについての意見・同意等を行う諮問機関です。